平成 24 年 10 月 12 日

各　　位

会 社 名　ヤマト インターナショナル株式会社
代 表 者 名　取締役社長　盤 若　智 基
（コード番号　８１２７　東証・大証 第一部）
問 合 せ 先　経営企画室長　安 栗　清
ＴＥＬ（０３）５４９３－５６２９

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 11 月 22 日開催の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（1）　取締役業務の効率化と執行役員制度の導入、また取締役相互の意思疎通を図るとともに、実態に合わせて適正な員数とするため、現行定款第 19 条（員数）を 10 名以内から 6 名以内に変更するものであります。

（2）　社外取締役および社外監査役が、その役割を十分に発揮できるように、また将来にわたり見識、経験ともに豊富な人材を招聘できるよう、現行定款に第 29 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 39 条（社外監査役との責任限定契約）を新設し、それに伴う所要の変更を行うものであります。

なお、第 29 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年 11 月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 24 年 11 月 22 日

以上

【　別紙　】

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変　更　案
第 4 章　取締役および取締役会	第 4 章　取締役および取締役会
（員　数） 第 19 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。	（員　数） 第 19 条　当会社の取締役は、6 名以内とする。
第 20 条～第 28 条（条文省略）	第 20 条～第 28 条（現行どおり）
（新　設）	（社外取締役との責任限定契約） 第 29 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 5 章　　監査役および監査役会	第 5 章　　監査役および監査役会
第 29 条～第 37 条（条文省略）	第 30 条～第 38 条（現行どおり）
（新　設）	（社外監査役との責任限定契約） 第 39 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 6 章　計 算	第 6 章　計 算
第 38 条～第 41 条（条文省略）	第 40 条～第 43 条（現行どおり）